

▼ まち・町政を知る		
No.	講座名	担当課
<b>■ 町の計画・構想</b>		
1	移住促進事業について	商工観光課
2	DMOの役割と観光地域づくりについて	
3	生涯活躍のまちについて	企画財政課
4	第6期総合計画について	
5	便利な地域公共交通に向けて	
6	「SDGs」(持続可能な開発目標)について	
7	かみしほろ学園構想について	生涯学習課
<b>■ 町の産業・特産・自然</b>		
8	わが町の畑作農業	農林課
9	わが町の酪農・畜産	
10	わが町の森づくり	
11	再生可能エネルギー地産地消の取り組みについて	企画財政課 農林課 商工観光課
12	熱気球を体験しよう	商工観光課
13	わが町の観光	
14	旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋梁群	
15	大雪山系と上土幌の自然	
<b>■ 町内の施設・設備等</b>		
16	わかりやすい水道の仕組み	建設課
17	わかりやすい下水道の仕組み	
18	道路・河川・公園の管理内容について	
19	わかりやすい道路構造について	
20	わかりやすい建物構造について	
<b>■ 制度・手続き</b>		
21	もっと知りたい情報公開制度	総務課
22	町の条例・規則って何？	
23	公共事業の発注と契約	
24	行政機構の仕組み	
25	本町の各種委員会制度について	企画財政課
26	暮らしの中の選挙	
27	まちづくり活動支援事業について	
28	ふるさと納税制度について	商工観光課
29	農林商工連携および創業促進支援について	監査事務局
30	監査委員制度	生涯学習課
31	アダプトプログラム(里親制度)	町民課
32	国民年金制度とは	
33	マイナンバー制度について	
34	高齢者対象の在宅サービスについて	
35	介護保険制度改正について	
36	介護保険料について	
37	国民健康保険制度について	
38	後期高齢者医療制度について	
39	民生委員児童委員活動について	

40	障がいのある人の福祉制度について	保健福祉課
41	子どもの福祉について	
42	成年後見制度と権利擁護事業	農業委員会
43	農業委員会制度と農地法のしくみ	
44	火災予防条例による届出義務	

▼ 生活知識・一般教養			
No.	講座名	担当課	
<b>■ 健康増進</b>			
45	生活習慣病予防のポイント	保健福祉課	
46	何をどれだけ食べたらいいの？		
47	ストレスとメンタルヘルス		
48	人生会議(ACP)		
49	認知症サポーター養成講座	生涯学習課	
<b>■ 育児・教育</b>			
50	子どもの食生活習慣について		
51	子どものむし歯予防について	教育推進課	
52	絵本の世界		
53	発達障がいについて	総務課	
<b>■ 暮らし・安全対策</b>			
54	防災対策について		
55	暮らしと町税		町民課
56	ごみの減量と資源リサイクル		建設課
57	わかりやすい合併浄化槽のしくみ		
58	耐震計画について		
59	応急手当の普及啓発活動		消防署
60	救命処置		
61	火災・救急等の119番通報		
62	火災の実例から学ぶ火災予防		
63	身近な危険物について	生涯学習課	
64	つけていますか？住宅用火災警報器		
<b>■ 社会的話題・知識</b>			
65	文化財について	企画財政課	
<b>■ 町の現況</b>			
66	まちの台所事情	生涯学習課	
67	社会教育の実践について	総務課	
<b>■ まち・町政を知る</b>			
68	財産管理のあり方	企画財政課	
69	町の情報発信	議会事務局	
70	議会の役割		

このほかに希望する内容がありましたら、可能な限り対応いたしますので、ご相談ください。

◆お問い合わせ先 企画財政課 企画担当  
☎:2-4290 FAX:2-4637  
E-mail: kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp  
◆町のホームページに「講座一覧」や「申込書」を掲載しています。  
<https://www.kamishihoro.jp/page/00000025>

# ひと・まちづくり出前講座のご案内

## 出前講座とは？

町政について「わからない事を教えてほしい」「学習を深めたい」といった団体やグループのご希望にお応えして、講師(説明役)として町職員\*を派遣する制度です。ぜひ、町政に関することの学習の場としてご活用ください。

\*課題・内容によって、町理事者が説明を行う場合があります。



### ●開催日時

平日の9:00~21:00(終了)までの、1時間程度といたします。ただし、やむを得ない場合は日程を調整します。

### ●対象者

町内に在住、在勤または在学している人で構成された5人以上の団体、グループ。  
受講のために作ったグループでも結構です。

### ●講座内容

次ページの「出前講座メニュー」をご覧ください。  
※メニューにない内容も可能な限り対応いたします。

### ●受講料

**無料**  
ただし、教材などは実費負担していただきます。  
※事前に打ち合わせをします。

### ●その他

講座は、団体などが主催する学習会などへ町職員(講師)を派遣する形式で行いますので、準備、会場の確保・設営、司会進行などは主催者側の団体およびグループで行っていただきます。なお、次に該当する場合は講座を開くことができません。

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどの場合。ただし、講座の持ち方・内容によりますので、一度ご相談ください。
- ③ 出前講座の目的に反し、その受講が適当ではないとき。
- ④ 天災、大規模災害、その他の事由により講師を派遣できないとき。
- ⑤ 新型コロナウイルス等感染症対策が不十分であるとき。

### 新型コロナウイルス等感染症対策について

実施にあたり、主催者側は以下の感染症対策を十分に行ってください。対策が困難な場合は、実施を控えるようお願いいたします。

- 広い会場、換気の良い会場の確保(公共施設の会議室を積極的に活用願います)
- マスク着用、人と人との距離の確保、検温確認、消毒等の徹底

### ●受講するみなさまへのお願い

- 講座では、説明に関する質疑や意見交換を行いたいと考えています。
- 講座時間は、質疑応答を含めて予定時間内(1時間程度)で終了するようご協力ください。
- 質問の内容によっては、その場で即答することができない場合があります。その場合は、持ち帰って後日、お答えいたします。
- 主催者の指示に従い、マスクの着用、検温、消毒等感染症対策を行ったうえで受講してください。

### ●申込方法

受講希望日の14日前までに「受講申込書」を提出してください。

■講座の申込先  
企画財政課企画担当、または講座の担当課(講座一覧をご覧ください)

### ●講師派遣通知書

お申し込み後、日程などの調整を行い、後日、講師派遣の可否を、講師派遣通知書によりご連絡します。

### お申し込みから講座開催までの流れ

- ① 受講申込  
申込書を提出していただきます。その後、希望する内容について詳しくお聞きし、注意事項等の説明をいたします。
- ② 講師派遣通知(町から)  
書面にて、申込者へ派遣の可否についてご連絡します。
- ③ 開催準備期間  
申込者と講師職員との打合せ、資料などの準備。
- ④ 講座開催

↑ 受講申込から講座開催まで14日 ↓